

## 球磨村しごと創生協議会運営業務仕様書

### 1. 業務の目的

球磨村しごと創生交付金交付要綱に基づく球磨村しごと創生交付金（以下「交付金」という。）を適正かつ円滑に運用し、村内での雇用の拡大を図ることを目的として設置された球磨村しごと創生協議会（以下「協議会」という。）を運営する。

### 2. 委託業務の内容

#### (1) 協議会委員候補者の選定（10人以内）

金融機関、経営コンサルタント、雇用創出・雇用拡大に関する専門知識を有する人材、目利き・経営ノウハウを有する人材、などから協議会委員の候補者を選定する。

#### (2) 会議の開催（10回程度）

協議会の会議を開催するにあたり、協議会委員に対し報酬及び費用弁償を支払う。また、会議資料の作成など協議会の庶務を処理する。

#### (3) 交付金事業及びその事業主体に対する支援

交付金事業及びその事業主体に対し以下の支援を行う。

- ①新規参入や事業規模拡大に向けた課題や可能性の把握に係る支援
- ②サービスの充実、販路の拡大・開拓のための調査などに係る支援
- ③成長産業へ育成するためのアドバイザー派遣など

#### (4) 雇用創出・雇用拡大に関し必要な業務

受託者の創意工夫により、村内での雇用創出・雇用拡大を図る。

### 3. 委託期間

契約締結日から平成29年2月28日（火）まで。

### 4. 成果物

提出する成果物及びその提出期限は次のとおりとする。

番号	内容	提出部数	提出期限
1	協議会会議録	1部	会議開催から7日後まで
2	委託業務実施報告書	1部	平成29年2月28日（火）

※加工が可能な電子データも併せて提出する。

### 5. その他

本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、協議のうえ球磨村の指示を受けるものとする。